

令和4年度 第15回政策推進会議報告

日時 12月5日 9時30分～11時35分

場所 WEB会議室

出席者 17人

1 次期尼崎市議会定例会市長提出予定案件について

総合政策局長及び資産統括局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・(市長) 補正予算の電気代高騰について、算定方法は。
- ・(資産統括局長) 今年度の決算見込みと昨年度実績を比較し、追加で必要な金額を補正予算として計上している。
- ・(市長) 今回、燃料費高騰に伴う対策は市役所の本庁舎等と一般公衆浴場が対象で、一般公衆浴場については価格の統制があるため公で手当を行うもの。市民向けの対策と事業者向けの対策は講じないのかという話があるが、市民向けについては国が補正予算を組んで元売り業者に手当することによって市民の電気代を抑える措置を講じている。また、事業者向けについては市で対策を講じるのはなかなか難しく、価格の調整ができるためそういう中で対応してもらうか、今後国全体で考えてもらうという方向であると理解している。
- ・(資産統括局長) 光熱費の高騰に係る市民向けの対策としては、新聞記事によれば、国の経済対策で電力会社等への支援を行うことで結果的に市民の光熱費の負担を一定抑え、来年1月から9月頃までに1世帯当たりの総額で約4万5,000円程度の軽減を見込んでいるとのこと。国民、市民に対してはこういった国策で負担の軽減を図るというのが今の流れである。事業者向けについては国から地方創生臨時交付金なども降りてきている中で、事業者のニーズを調査しながら必要な支援を実施してきており、今後も引き続き、アンケートなどを行いながら必要な支援を検討し、それが光熱費の負担軽減になるのか、別の支援となるのかは今後市で精査していくことになると考えている。
- ・(総合政策局長) 市民向けの対策としては、家計全体への支援という点において、水道料金の基本料金及び下水道使用料基本使用料の減免を9月定例会で提案して可決いただいており、いわゆる冬場のピークカット的な意味合いも込めて、12月と1月の2ヶ月分の減免を公営企業局にご協力いただいて実施する。これについては夏場の8月分と9月分でも実施しており、家計のみならず事業者も対象で、契約内容に応じて減免される形となっている。資産統括局長の説明に加え、市としては臨時交付金を活用してこのような対応も実施している。
- ・(森山副市長) 今回の補正は電気代に着目しているが、物価対策としてどのようなことをすれば広く市民全般、事業者全般に対策が行き渡るのかこれまでも議論してきた。電気代とガス代については説明のあったように国の方でも一定、手当される予定があり、ガソリン代についても既に対応されていると聞いているが、市として何かできるかをこれからも議論していきたい。
- ・(市長) 今回の補正は臨時的な対策として実施するが、来年度以降どのように対応するのかという話は当然あり、家計に与える影響を「風が吹けば桶屋が儲かる」という観点から考えたとき

に市としてできるところと国で対応してもらわないといけないところを、自分たちなりに整理して、常に注視しながら対応していかないといけない。

- ・(こども青少年局長) 指定管理施設に係る電気代等の高騰への対応は別途検討するという説明があったが、公定価格で実施している保育所なども既に検討を始めていただいているかと思うが引き続きよろしくお願ひしたい。国で定められる公定価格が変動する場合は市で対応する必要はなくなるが、おそらくそういった変動はないという前提の中で、他都市、特に他の中核市との差が出ないように配慮すべきと考えている。
- ・(市長) 市道路線の認定、廃止及び一部廃止について確認したい。これはおそらく長い過去からの帳簿整理の中で重複して認定されている箇所があるという話だと思うが、例えば地図ソフトを使うと重複がすぐにわかるような、デジタル化が進んでくるとチェックしやすくなるものなのか。昔は手作業で対応していたと思うが今どういう管理をしているのか、そして今後どのように管理していくのかを教えてください。また、船出の土地についてだが議案121号と122号の違いと、まだ船出の中にも土地としては認められてない土地があるがこれは今後どういう対応をする見通しなのか教えてください。
- ・(森山副市長) 市道認定についてはまず「地図情報あまがさき」でデジタル情報公開している。そうした中で、路線の重複や新たな開発に伴って発生している場合もあるが、従前からある路線重複の部分などについてどのような計画で整理しているのか。それから船出地区について、公有水面の埋め立て事業は県の事業で、県から申告があった後の市の手続きについて説明いただきたい。
- ・(都市整備局長) 市道認定については、これまで紙文書であったものを全てデジタル化し、重複している路線や認定ができていない路線を紙ベースで1つずつ現地と突合しているところである。それが終わったタイミングで今回この議案を提出しているのだが、本市の6行政区のうち3行政区については終わっており、新たに小田地域での突合作業を行ったところ、重複して路線認定されている部分があるということで今回議案として提出するもの。今後の計画としては園田と武庫地域が残っており、次年度以降の対応となるが、突合する範囲が広く路線数が多いためそれぞれ2年ずつかかる想定で、令和9年までに全て完了させる予定である。作業を完了させた後は、紙ベースに基づいてデジタル化している図面を上書きしていくが、例えば小田地区でも図面をよく見ると重複する路線や認定されていない路線があり、今回の条例改正に基づいて上書きしていく。園田と武庫についても4年かかるが同様に突合し、整理が終わったものを上書き、令和9年度以降は理論上、全て突合が済んだものが掲載されるといった流れになる。また、重複認定などで一部認定されていないことで市民生活に影響があるのかというご指摘があると思うが、重複認定についてはどちらの名前を選ぶか、つまり本名か芸名かといった感じだがこれについては統一しようということで、窓口で開発事業者がこの路線を使ってくださいと指導し、基準法に基づく手続きを行っていただく。認定されない部分については手続き上、基準法の道路に接道しないような扱いになるので、そういったことにならないよう、問い合わせがあったところについては調査を行い、道路管理者から、認定が漏れている路線だが市が管理する道路で、基準法上の道路に該当するというを特定行政庁である尼崎市が通知することによって齟齬なく建築が進むよう手続きしているの、手続き上の市民生活への影響はある

が、運用上は問題ないという状況である。次に2点目、議案121号と122号の違いについて。これは地方自治法上2つの手続きが必要で、まず新たに土地ができたという手続きが1つ。その後その土地に対していわゆる地名、地番を付けていくという手続きがあるため議案も2つとなっている。最後に、図面で白抜きになっているところについての今後の見込みだが、現在兵庫県の方で順次、埋め立て事業を行っていただいております、港湾管理者から埋め立て完了の通知を受けた後に、先ほど説明したように新たに土地の確認をして、その後に地番を設定していく。今回対象となっている土地をなぜ他の部分に先行して対応したのかということ、ここは公共岸壁の整備を終えた箇所、万博に係る荷物の積み下ろしを行う際の基地というか、陸上で運ぶものもあるが船で運ぶ方がCO2削減に繋がるということで、兵庫県からこの岸壁を使って資材搬入をしてほしいと依頼があり、先行して整備を行った。

- ・(市長) 県の予算でやっている事業だが本市も連携している。大事な土地なのでどうやって使っていくのかしっかり考えていきたい。
- ・(森山副市長) 埋め立てのときにこの土地をどうするか、例えば内陸部の住工混在の改善に使うなど県も市も議論してきたが、時間がかかることは問題なので、まず今回の公共岸壁と万博を選んだ。地盤が安定しないと利活用はできないので、県の産業部局や都市整備部局を中心に打ち合わせしていくことになると思う。

2 第2次尼崎市文化ビジョン(素案)及び素案に対する市民意見公募手続の実施について

総合政策局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・(危機管理安全局長) 印象としてはアンケート回答者の年齢が高いように感じるが、13ページには「SNSや動画配信等による戦略的な情報発信」という項目があり若者世代が活用しそうなツールが含まれていること、また、16ページの参考指標の表の下から2番目には「子どもが文化・芸術に触れる機会が十分か」という項目の数値が3.6%であることを踏まえて、この文化ビジョンをどのように、戦略的に評価へ反映させていくのか。
- ・(総合政策局長) 今後については16ページに「評価の仕組み」という項目があり、実はこの文化行政分野の評価の仕組みはどちらかというと個別の事業、例えばA-LABの事業などを個別に評価する形になっている。いわゆる市で言うところの施策評価や事務事業評価のような形だが、それがこの5年間でできていない状況にあった。よって今回の素案には文化施策全体をどう見ていくのかという視点で評価しないといけないということで、16ページに「施策評価の仕組みを活用しながら」と記載し、PDCAサイクルの中で評価していく形を考えている。
- ・(森山副市長) パブリックコメント要件概要に記載のとおり、まずは市民へのアンケートで広く意見を聞く、その次の段階で文化ビジョン会議を設け、前ビジョンのときから継続されている委員さんもいらっしゃると思うが、総合計画における文化ビジョンの位置づけが変わったことに対してどうすべきなのかという議論がなされ、今回の素案を作成されているという理解でいいか。
- ・(総合政策局長) その通りである。
- ・(都市整備局長) 5ページの市民意識調査の表を見ていて驚いたのは、中段に記載の「街並み・

景観」について文化と捉えている方が半分ぐらいおられるということ。また21ページの表、尼崎の文化の特徴だと思うものの中に上から8つ目で「沿線ごとに特徴がある」を挙げていることで、本市の都市計画マスタープランは実は沿線ごとに取組を実施していることから、そういうところも評価されているのかと感じた。こういったことから、今策定している緑の基本計画の中に、街並みや景観を良くする取組は文化に繋がるという切り口も入れた方がいいかと改めて思ったので、年齢構成など回答者の属性や詳細について後ほど共有していただきたい。

- ・(市長) これについては長い目で皆さんの意見も聞きながら進めたいが、計画というのをどう考えるか。市民の方にビジョンを読み物としてお示しするというので、本質的には各分野を計画期間の中でどう力を入れていくか、人や物、お金をどう投資していくかというところのメリハリを付けるもの。私としては、役所はどうしても扶助的な部分にお金がかかりがちになってしまい、しっかり税金を納めている人たちからしたら「何も面倒を見てくれない」という感覚に陥る場合がある。そういうところに対してきちっと市として手当できる場所は何かといえば、公園や文化の施設だとか拠点など、所得に関係なく足を運べる場所を大事にしていく必要があると思う。文化行政の観点から考えても、いろいろな文化があり、県と市との役割分担もあると思うがそれを応援するときに市として何ができるのか、本当は形として示せるといいが、もちろん無い袖は振れないわけで限界があるのは前提としながらも、今後こうしたい、文化の担当としてはこういうふうにしていきたいという想いが発露するような計画になっていくといいのかなと思う。文化の解説などふわっとするだけでなくある程度具体的な部分を、私から言えば各担当が野心を燃やして書く。それをまた少し財政当局も含めて大目に見てあげられるような計画になったらいいのではないかというのは私自身としては思っているが、そこには財政当局側の意見もあり、一緒に考えていきたいというのが総論である。また、私も教育長をやっていたので思うのだが、文化ビジョンはやはり芸術系が強く文化財が弱いという認識があって、これをどうしていくかという話から、田能遺跡など文化財の保存と活用の話に繋がる。文化ビジョンが上位概念でその中に芸術や文化財があって、文化財をどう保存し使えるものにしていくのかという視点も踏まえて、教育委員会も参画する形で素案を充実していただきたい。
- ・(教育長) 文化ビジョンとは別に、文化財の保存と活用についての計画を作ろうとしている。
- ・(総合政策局長) 教育長の説明のとおり今から策定が進められる中で、当然文化部門もそうですし経済部門、観光も含めて策定作業に参画していく形になっているので、関係部局が連携する中で文化財の保存と活用に関する計画の策定を進めるスキームになっている。また、位置づけとしては文化ビジョンが上位概念にあって、文化ビジョンを補完するような計画という形で策定しようということで今、議論を始められている状況である。
- ・(森山副市長) 市長からは2つご意見があった。まず計画というのはどういうものであるか。要するにここでビジョンというのはありたい姿で、一方でこういうふう達成していくという部分もあり、メリハリをつけていくのが今後必要ではないかということ。2つ目の話は文化行政が総合計画において実はソフトの横串的な施策としても位置づけられている。元々文化ビジョンは生活の営みそのものを文化として捉えていきましょうという計画で、その中でも芸術分野に特化していたが、文化財も含まれるはずで、そうすると総合政策局長から説明のあったよう

に無形文化財としての、例えば伝統芸能なども入ってくる。それから都市整備局長の説明にあったように街並みや景観というのも文化かもしれないということ。市民の方は様々な形で文化を捉えておられるので、計画期間の10年間で網羅的にならずに、かつ、どのように絞り込んでいくのかというような話になっていくと思うが、今日の話では、障害者の方の芸術活動への参加みたいな説明もあったが、それぞれの局にこの文化ということが関わってくるということを十分に意識して今後取り組んでいく必要がある。

3 第3次尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画（素案）及び素案に対する市民意見公募手続の実施について

総合政策局長から資料に基づき報告。（以下、質疑等）

- ・（危機管理安全局長）12ページにDVの相談先として警察署が書かれているが、警察はどんな対応をされるのか。
- ・（総合政策局長）DVは24時間対応できる体制が必要だが役所の窓口はどうしても対応時間が限られるので、役所に通じない場合ということも含めて警察署の番号を記載している。
- ・（健康福祉局長）そういった面もあるがどちらかというところと緊急を要するような、傷害事件のようなケースになると我々の窓口だけでは十分に対応できないという趣旨。もちろん市と警察とで連携して対応することにはなるが、そういった相談があれば我々から警察に連絡することもあれば、まずは警察にご相談いただきたいとご案内することもある。
- ・（危機管理安全局長）親が子どもから虐待を受けていたケースで、相談する場所がなかったということを知ったことがあるのだが、そういう事例が出てきたときの相談先があれば周知していただきたい。
- ・（健康福祉局長）配偶者暴力相談支援センターということで配偶者からの暴力が主な相談ケースにはなるが、広く家庭内で起こる様々なケースの相談に応じるようにしており、相談いただく中でセンターの相談員などが総合的に連携しながら対応を考えていくことになる。
- ・（森山副市長）2ページに記載のあるように、身体的暴力については刑法上の暴行に該当することによって警察署が相談先となることもあるということ。また、配偶者以外の方からの暴力についてもDVという事案が起こりかねるので、それについてどのように関係機関で情報共有していくべきかというご意見であった。
- ・（市長）データの話を、尼崎市におけるDV相談件数の状況というのは、全国や他都市と比べてどういう状況なのか。
- ・（総合政策局長）4ページに尼崎市のDV相談件数の推移という表があり、これを見ていただくと、基本的に件数の推移としては横ばいになっている。横ばいの水準がどうなのかという話になるが、実は今、直近の全国との比較ができていない。前計画の平成28年の段階で言うと、配偶者暴力相談支援センターの相談件数が全国では1,000人あたり0.8人のところ、兵庫県では1.4人、尼崎市では2.1人という数字になっている。これが今どう変化したのかという数値が現時点では押さえられていないが、阪神間の中で見るとそんなに多くはない、他都市と変わらない、逆に尼崎市より高いところもあるという形なので、尼崎市の状況だけが大きく変化しているとか悪いとか、そういう特徴的な動きは無く横ばいの状況である。

- ・(健康福祉局長) 細かい数字の比較ができていくわけではなく、いろいろな情報提供があるケース、もしくはこちらから情報提供させていただくようなケースで、他都市との連携、そういう現場での肌感覚という感じで聞いていただきたいのだから、そこにおいては尼崎市の件数が多いというような感覚は持っていないというのが正直なところ。おそらく全国比較すると都市部は多いと思う。そういう意味では、国県との比較において尼崎市はかなり高いが、総合政策局長から説明のあったように、阪神間で見ると尼崎市が特に多いのかということそうではないのかなという感覚は現場でも同じである。
- ・(市長) 相談の窓口は健康福祉局か。
- ・(健康福祉局長) 健康福祉局で行っている。
- ・(市長) 2ページ目の「DVとは」を読んでつくづく感じたのは、虐待もだがDVは極めてプライベートな世界で起こることが多く、経済的暴力で家計を厳しく管理するとか、夫婦間、カップル間の取り決めの問題について、行政がどの程度干渉すべきなのかということ。過去のいろいろな事件があったからこそできた法律で、そういうのに苦しむ方のためにできた法律であるということはわかっていながら、例えば嫁姑問題もあるが、自分の父親や母親でさえなかなか口を出しにくい分野に、行政がどうやって関与するのかという、これは難しい問題だと感じている。そういう意味でも、DV防止法がある中での尼崎市の役割を考えるとしたら、助けてという声が出たときにきちっと助けてあげられる受け皿、相談機能をちゃんと作っておくとか、もう逃げたいのに逃げる場がないときに逃げる場、一時保護機能をちゃんと作ってあげることが大切だと思っている。そういったときに県と市との役割分担はどのようになっているのか。
- ・(健康福祉局長) 尼崎市も施設があり、これはもちろん場所は非公開で、尼崎市として一時的にそこへ措置することもあるが、尼崎市内で起こった事案の措置先が市内の施設となると、加害者が来るとかそういうこともあるので他市の施設に措置することもある。その場合は県と連携し、措置先を選ぶという連携をしている。
- ・(市長) いつまでも一時保護できるわけではないので、どこかのタイミングで別の住まいを見つけてもらって就労するための支援をその施設で受けるということか。
- ・(吹野副市長) その通りである。
- ・(森山副市長) この案件については被害者に対してどういう対応をできるのかと、どういうことがDVであるということを加害者側に伝えて意識してもらうこと、また、窓口をしっかり支援していくということが第一義的かなと感じている。
- ・(健康福祉局長) 実は我々も悩んでいることがあり、最近議会からも指摘があったのだが、このDV問題の中でも、被害を訴えられてから、まずは身の安全を確保するために一時保護等を行ったケースが、実は虐待の事実がないにもかかわらず、いかにも虐待があったということで虚偽の訴えを行っていたという場合に、それをどうやって見分けるのかということも議会でも聞かれている。我々としては本人の申告を第一に考え、身の安全を確保していくのだが、実際、他市の事例だが裁判になっているケースもあり、相談を受けるときには虚偽であるという可能性があることも頭に置きつつ慎重に対応しないといけないという、懸念という心配事を持っている。

- ・(市長) 確かに安全第一なので、市としては相談を受けたらきちっと対応し、いつでも相談できるようにしておくが、それを逆に利用する方がいるということ。市のスキームでやるかどうかは別だが、リスクはリスクとしてしっかり対応しないとイケない。
- ・(森山副市長) まずは保護することが必要で、そこに悪意があったかどうかの判別は事後の話になる。現場での判断は非常に難しいところがある。

4 尼崎市消防署等配置計画－消防力のさらなる強化をめざして－(素案)及び素案に対する市民意見公募手続の実施について

消防局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・(市長) 最後の18ページの表、三和分署の部分の矢印について、計画としては結構明確に書いてあるが、新西消防署がいつできるのかはまだ決まっておらず、現時点では予算措置も何もないから調整中ということで破線になっているのか。
- ・(消防局長) その通りで、3番目の東消防署の実施設計を令和5年に開始する計画で、西消防署の工事を同時に行うのはやはり財政的に難しい部分もあるので、調整中である。
- ・(市長) 承知した。表によれば、令和9年度以降の話になってくるということか。
- ・(消防局長) 東消防署については令和5年度の新規拡充事業として実施設計の予算も計上していく。西消防署については2署を同時進行させると工事費などが嵩んでくるので、ファシリティマネジメント推進計画全体を見渡す中で順序付けを行い、場所としてはお示ししているとおりの西警察署の跡地で考えている。場所だけをまず確定させた中で、整備を行う年次等については今後、もう少し調整を続けたいと思っている。
- ・(市長) 最後にもう1つ、消防署と出張所の違い、救急隊と救助隊の違いなどについて、基礎知識としてご披露いただきたい。
- ・(消防局長) まず消防署と出張所があり、尼崎市ではその間に分署を置いている。基本的には消防力の整備指針の中で消防署と出張所というのはある程度明確に定められているが、分署というのは自治体によって呼称が異なる。尼崎市においては消防分署が課長級職場で一定の専決権を持たせた業務を行っており、出張所は係長級の職場で専決権が無いため、全ての書類については本署の方に決裁が回ってくるという形である。救急隊と救助隊について、まず救急隊については平成4年に救急救命士法が施行されて以降、救急救命士の資格を持った職員が1名以上乗車して計3名で救急車1台を運用して傷病者を医療機関に搬送するもので、これは消防士長もしくは消防司令補以上の職員を対象として編成される決まりになっている。救助隊については、火災や交通事故その他災害等でいわゆる要救助者、火災時に建物の中に逃げ遅れている人がいる、交通事故の車両の中に人が閉じこめられたり下敷きになったりしている場合に、専門的な知識と技術を持って救助することに特化した部隊である。尼崎市の場合は救助隊の中には救急救命士はおらず、編成上、1部隊6人を基本的な配置としており急務等の関係で大体4人ぐらいで活動している。最近では高齢者の閉じ込め救助、訪問看護に行ったが鍵がかかっている中に入れない、中で倒れているのではということで要請があって出勤が多くなっている。
- ・(公営企業管理者) 西警察署の跡地について確認だが、地元から交番の設置について要望が出ていたことの進捗と、残地の活用予定について教えていただきたい。

- ・(資産統括局長) 交番の設置については県警の方で調整されていると思うが、元々警察署があった場所ということで地元からも交番をここに設置いただきたいとのことで、配置について県は前向きに検討されていると聞いているが、今後別の調整があるかもしれない。残地については交番と西消防署を持ってきてもまだ残地があると思うので、我々としては原則である売却という形で考えていきたいと思っているが、他施設の再配置等の関係もあるので、今後検討することになるかと思う。消防署はやはり緊急的に動ける場所ということで角地に優先的に配置し、もし交番を設置して残地を売却する場合は、例えば交番を2号線の西側に設置し、北側部分を売却する形になる。

5 その他

- 議会事務局長から、議場コンサートの実施について説明。
- 都市整備局長から、尼崎緑化公園協会パンフレット等について説明。

以 上